

# 国民健康保険・後期高齢者 医療制度加入の方へ

8月に高齢受給者証や限度額等認定証を更新します

## ○高齢受給者証

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方（後期高齢者医療の適用を受ける方を除く）に1割（現役並みの所得のある方は3割）の自己負担割合を記載して交付しています。

7月中に新しい高齢受給者証を郵送しますので、有効期限の切れた高齢受給者証は住民課国保年金班にお返しいただくか、ハサミを入れるなどして裁断し、破棄してくださいようお願いいたします。

## ★これから70歳になる方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月から使用できるようになります。70歳になった月に役場から郵送でお届けしますので、お医者さんにかかるときは、「保険証」と「高齢受給者証」を必ず提示してください。

## ○限度額適用認定証と限度適用・標準負担額減額認定証

入院時の病院窓口負担を軽減

するための、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。

自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は7月中に申請してください。

※認定証の対象とならない方もいますので、新たに申請を希望される方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

申請に必要なもの  
①印鑑  
②現在交付されている認定証申請場所 住民課国保年金班

【後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ】  
後期高齢者医療制度が、3年目を迎えました。今月号では、新しい保険証・窓口負担割合・保険料の軽減や納付方法についてお知らせします。

## 新しい保険証

8月1日から新しい保険証（オレンジ色）に切り替わるため、7月中に新しい保険証をお

届けします。期限の切れた保険証（あずき色）は使用できませんので、住民課国保年金班にお返しいただくか、ハサミを入れるなどして裁断し、破棄してください。

## 窓口での負担割合

お医者さんにかかる場合の窓口負担割合は、前年中の所得に応じて1割（一般の方）または3割（現役並み所得者）となります。

いったん3割と判定された方で、申請することにより医療費が1割負担になる方には、「基準収入額適用申請書」を事前にお送りしますので、7月中に住民課国保年金班へ申請してください。

## 22年度の保険料

保険料は、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（及び一定の障害がある65歳以上）の方全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。今年度は保険料の見直しが行われ、所得割率が7.29%になりました。22年度の保険料は、前年中の収入を基に計算し、7月中にお知らせします。

## 〈保険料の軽減〉

前年度からの軽減措置が今年度以降も継続され、次の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

- ①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
- ↓均等割額が8・5割軽減されます
- ②①の方で世帯内の75歳以上の方全員の年金収入が80万円以下で、他の所得がない世帯の方
- ↓均等割額が9割軽減されます
- ③後期高齢者医療制度に加入する直前は被用者保険（国民健康保険以外の健康保険）の被扶養者であった方
- ↓均等割額が9割軽減されます
- ④年金収入が153万円〜211万円までの方
- ↓所得割額が5割軽減されます

※このほか、世帯内の75歳以上の方の合計所得に応じて、均等割が5割または2割軽減される場合があります。

## 保険料のお支払方法

年金からの天引き  
2ヶ月に1度支給される年金から保険料が天引きされます。年金からの天引きには特別な手続きの必要はありません。

※75歳の誕生日を迎えた方は、年金からの天引きの手続きが済むまでは、納付書による支払いになります。

## 納付書

年金の受け取りが年額18万円未満の方と、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則、納付書による支払いになります。

## 口座振替

年金からの天引きと納付書払いを希望されない方は、ご指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。口座振替を希望される方は、金融機関へ口座振替依頼書の提出が必要です。

- ①振替口座の通帳
- ②通帳のお届け印
- ③保険証をお持ちください。

## 還付金詐欺に

ご注意ください！

「医療費の還付金があります」などと偽り、ATM（現金自動預払機）から現金を振り込ませようとする手口が県内で発生しています。不審な電話にはすぐに対応せず、住民課国保年金班へお問い合わせください。